

第4 申請書作成要領

- 1 土地利用事業計画承認申請書作成要領
- 2 事前協議申出書作成要領
- 3 変更計画の工事設計説明書作成要領
- 4 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱対象土地利用事業（5ha以上）の承認申請書作成要領
- 5 別紙1 土地利用事業計画書
別紙2 土地利用事業計画書
（産業廃棄物＜安定型・管理型＞最終処分場：土＜砂利＞採取場）
別紙3 土地調書
別紙4 土地利用事業計画概要書
- 6 別表1 土地利用事業計画申請書添付図書提出課一覧表

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく申請書類等作成要領

1 土地利用事業計画承認申請書作成要領

(1) 土地利用事業計画承認申請書（第1号様式）に記載する事項

事業の目的、施行区域の概要（所在地、面積）連絡先等を様式に基づき記載すること。

(2) 土地利用事業計画書（別紙1）に記載する事項

ア 事業目的

土地利用事業の目的については、従前の利用形態、新規事業による利用形態の変化、事業の動機、事業による効果等の観点から要約して記述すること。なお、申請地の選定理由を併せて記述すること。

イ 事業内容

計画事業の内容、営業方針、既実施事業と計画事業との関連、事業費の概算等について記述すること。

事前協議の同意を得た計画事業にあつては、その時の検討項目についての検討結果を一覧表にして記すこと。

ウ 都市計画区分（用途地域）

都市計画区分（用途地域）を記載すること。

エ 土地利用計画

計画区域内の総面積について、土地利用の目的別（配置する施設ごと）に面積内訳とその比率（小数点第2位まで表示）を記載すること。なお、必要な項目のみ記載し、他は削除すること。

オ 宅地分譲計画

住宅地造成の場合において、総面積、分譲面積、区画数、区画の最大・最小、平均面積、公共空地面積（道路、水路、緑地帯を除く）等を記載すること。

カ 建物建設計画

計画区域内に建設する建築物については、用途別に構造、階数、高さ、建築面積、床面積等を記載し、敷地全体での建築面積、床面積の合計と建築基準法に基づく建ぺい率、容積率を算出してとりまとめること。なお、建築物に係る工期と年次別計画があらかじめ定まっている場合は、併せて記載すること。

キ 道路計画（出入口・進入道路等）

計画地に出入りするために使用する公道の道路名（市道・県道・国道の別も明記）及びその幅員を表示し、出入口の数及びその幅員について既設、新設に分けて記載すること。

(ア) 進入道路として公道から計画地までの間に道路を新設する場合には、その計画概要と完成後の管理方法等を明記すること。

(イ) 宅地分譲等で計画区域内に道路を新設する場合には、その計画概要と完成後の管理方法等を明記すること。

(ウ) 計画地内に道路等（公図上の赤道、その他国有地を含む。）がある場合には、用途廃止又は付替等の計画を明記すること。

ク 用水計画

給水対象人口を推定し、計画区域内での1日最大及び平均使用量を算出すること。
また、水源について、市上水道、簡易水道、地下水等の使用区分を明らかにし、取水地点、取水量、給水方法、給水管の管径、受水槽の容量等を記載すること。

- (ア) 簡易水道の場合は、水源を図面上に明示し、区域内外の給水系統、維持管理方法を明示するとともに、簡易水道組合の給水承諾書を添付すること。
- (イ) 地下水を揚水する場合は、揚水場所を土地利用計画図に明示し、揚水量、揚水機の吐出口の断面積、井戸の深度等を明記すること。
- (ウ) 水利既得権者がある場合には、その同意書を添付すること。

ケ 排水計画

計画区域内及び関連する必要区域について、自然水（雨水）、生活污水（し尿及び雑排水）及び工場排水等の排水系統を明確にした排水計画を策定するものとし、それぞれの排水系統ごとの処理計画及び最終放流先を記載すること。

コ 土地造成計画

造成工事の方法、こう配、土量計算書に基づく盛土量・切土量、残土・不足土の処理方法、土砂の運搬経路、搬出入車両の状況等を記載すること。
(造成計画平面図及び縦横断図に詳細な寸法等を明記すること。)

サ 防災、消防計画

地形その他周辺の状況を十分調査し、土地造成工事及び建設工事に伴う仮設防災施設をはじめ、調整池、堰堤、敷地外周の擁壁・板棚等の永久構造物としての防災施設の設置計画を記載すること。また、火災防備に関する計画を明らかにし、消火栓、防火水槽等の設置計画を併せて記載すること。

シ 公害防止計画

工事中及び施設完成後において、騒音、振動、粉塵、ばい煙、悪臭、水質汚濁、地盤低下、土壤汚染等の公害発生のおそれがあるものについては、その防止計画を具体的に記載すること。なお、工場、危険物使用施設等の建設にあたっては、生産工程、設置機械及び使用薬品等を明示すること。

ス 清掃計画（環境衛生対策）

ごみ処理については、想定される廃棄物の排出量を算出し、その処理方法を記載すること。また、産業廃棄物が発生する場合は、その処理計画（自家処理又は委託処理の別、処理方法又は委託先等）を記載すること。

セ 文化財保護計画

計画区域内及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地や史跡、名勝、天然記念物等がある場合は、あらかじめ担当課と協議を行い、その協議結果に基づいた保護、保全対策等の計画を策定し、記載すること。

ソ 関連公共施設整備計画

計画している土地利用事業に関連し、既設進入（接続）道路（公道）の拡幅整備等の計画や、放流先水路の付替え、拡幅整備等の計画がある場合について、その概要を記載すること。

タ その他の参考事項

ア～ソの項目に該当しないでその他参考となる事項について記載すること。

(ア) 工事中に関する特記事項（特殊な工法、交通安全対策等）

(イ) 施設完成後に関する特記事項

- ・ 施設の利用形態（営業時間、従業員数、車両の出入り、管理方法等）
- ・ 賃貸施設の場合の賃借人の概要（業種、営業形態等）
- ・ 施設内における設置機械、使用薬品、生産品（量）、保管品（量）等

(3) 土（砂利）採取事業、産業廃棄物の埋立処分に係る土地利用事業については、土地利用事業計画書（別紙2）に記載すること。

ア 土（砂利）採取事業に係る土地利用事業

土（砂利）採取事業については、次の事項を明らかにすること。

- ・ 採取土量及び採取期間
- ・ 採取方法及びその施設（図面添付）
- ・ 防災施設及びその方法（図面添付）
- ・ 搬出方法及び搬出先並びに運搬経路（図面添付）
- ・ 採取跡地の利用計画（図面添付）
- ・ 隣接土地所有者の同意書

※関係法令に基づく届出に準拠した計画書を作成すること。

イ 産業廃棄物の埋立処分に係る土地利用事業

産業廃棄物の埋立処分については、次の事項を明らかにすること。

- ・ 埋立処分量及び処分期間（埋立地の容量、必要処分量を算出した根拠）
- ・ 埋立処分方法及びその施設（図面添付）
- ・ 防災対策
- ・ 廃棄物の搬入方法及び運搬経路（図面添付）
- ・ 掘削土量計算とその処分方法（搬出先等）
- ・ 表土等の仮置方法又は覆土調達方法等
- ・ 埋立処分跡地の利用計画（図面添付）
- ・ 産業廃棄物処理業者であることの証明
- ・ 隣接土地所有者及び利害関係者等の同意書
- ・ 排出事業者及び運搬業者等との委託契約書の写し

(4) 提出書類

ア 土地利用事業計画承認申請書（第1号様式）

イ 土地利用事業計画書（別紙1又は2）

ウ 土地調書（別紙3）

エ 申請者の経歴書、商業登記簿の登記事項証明書、定款等

※市内在住の個人及び市内に事業所を有する法人は不要

オ 施行区域内の民有地における地権者の同意書

※個人で自署の場合は認印による捺印可能。

自署以外又は法人の場合は、実印により捺印し、印鑑（登録）証明書を添付すること。

カ 添付図書（別添一覧表のとおり）

（ア）位置図（縮尺1／50000以上）

- ・ 方位、開発場所を明示すること。
- ・ 国土地理院の地形図を準用すること。

（イ）開発区域図（周辺案内図）

（縮尺1／2500以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、地形、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。
- ・ 国土地理院の地形図を準用すること。

（ウ）現況写真

- ・ 全景及び近景を表すカラー写真
- ・ 大規模開発にあつては、撮影位置を現況図に表示すること。

（エ）現況図（縮尺1／1000以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。
- ・ 凡例を示し、着色すること。
- ・ 開発区域及び周辺の土地利用現況及び法令による規制区域を明示すること。
- ・ 周辺地域の道路、河川等の公共施設、民家等の分布状況を明示すること。

（オ）土地利用計画図（緑化計画図及び給排水計画図を兼ねる）

（縮尺1／1000以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。
- ・ 施設の配置計画等を着色し、明示すること。
- ・ 緑化計画及び給排水計画を明確にし、図示すること。
- ・ 住宅地等の分譲を行う場合には、区画ごとに番号を付して面積を明示すること。
- ・ 凡例に施設ごとの面積内訳と、その比率を明示すること。
- ・ 計画地に接する道路名（幅員）、河川名等を明示すること。

（カ）公図写

- ・ 原則として計画地の全域を1枚の図面に表示し、境界及び周辺の字界、地番、所有者、地積、公道並びに水路等を明示すること。
- ・ 国有地、水路、堤塘敷をそれぞれ赤、青、薄墨色に着色すること。
- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 開発区域の境界を赤線で囲むこと。

（キ）登記事項証明書

- ・ 申請直前のものを添付すること。

（ク）造成計画平面図及び縦横断図

（縮尺1／1000以上、20ha以上は1／5000以上）

- ・ 方位、開発区域とその位置を明示すること。
- ・ 平面図に計画地の境界を明示のうえ、切土、盛土する部分についてそれぞれ黄色と赤色に着色すること。

- ・ 土工計画のブロック図を併記すること。
 - ・ 擁壁の位置、造成後の地盤高及び道路の位置、形状、幅員、こう配を図示すること。
 - ・ 造成後も開渠として残す水路を青色で着色すること。
- (ケ) 建築物平面図、立面図（日影図）
- （縮尺 1 / 300 以上、大規模建築物はこの限りではない。）
- ・ 建築面積、床面積、構造、階数、高さ等を明示すること。
 - ・ 外壁の材質、色彩等を明示すること。
 - ・ 耐火構造、簡易耐火構造の別を明示すること。
- (コ) 実測求積図（緑地求積図を兼ねる）
- （縮尺 1 / 1000 以上、20 h a 以上は 1 / 5000 以上）
- ・ 方位、寸法、求積方法を明示すること。
 - ・ 緑地部分だけの求積も同時に明示すること。
- (サ) 給排水施設（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 給水施設としては、受水槽、高架水槽及び送水ポンプ等の容量、能力を明示した構造図
 - ・ 排水施設としては、雨水処理用の U 字溝、最終集水柵（浸透柵）、油水分離槽等の構造図、生活污水处理用の浄化槽（合併処理浄化槽）の規模、能力を明示した構造図又は仕様書等
- (シ) その他開発の規模、内容、地形状況等に応じ必要とする図書
- a 現況植生図及び樹木保存計画図
- （縮尺 1 / 1000 以上、20 h a 以上は 1 / 5000 以上）
- ・ 樹木の種類、高さ、群集の規模毎に着色のうえ図示すること。
- b 緑化模式図（縮尺 1 / 100 から 1 / 400 以上）
- ・ 各施設毎の平面及び断面の緑化模式図を作成すること。特に盛土、切土ののり面の高さ、こう配等の状況も正確に把握できるように作図すること。
- c 防災施設計画平面図、構造図（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 調整池、砂防ダム、板柵、集水柵等の防災施設の形状、構造を図示し、各部分の寸法を明示すること。
- d 道路計画平面図、構造図（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 新設道路及び改修道路の形状、構造等を図示し、各部分の寸法を明示すること。
- e 崖、擁壁の構造図（縮尺 1 / 100 以上）
- ・ 崖、擁壁の形状、構造等を図示し、各部分の寸法を明示すること。
- f 公共用地改廃対照図
- （縮尺 1 / 1000 以上、20 h a 以上は 1 / 5000 以上）
- ・ 道路、水路等の公共用地の現況と完成後の状態が対比できるように図示すること。
- g 接続道路及び流末水路の概要及び改修計画書
- ・ 接続道路及び流末水路を改修する計画がある場合は、その概要について記載すること。

h 汚水処理施設及び産業廃棄物処理施設設計図書

- ・ 汚水処理施設、産業廃棄物処理施設を設置する場合は、その能力、規模等を明確にし、その算出根拠（計算書等）を表記すること。

i 水理計算書（調整池容量計算書）

- ・ 開発面積5000㎡以上について、必要調整容量、計画調整能力（量）、放流口及び余水吐の断面、下流河川の排水能力等を合理式等に基づき計算し、明示すること。

j 土量計算書

- ・ 盛土、切土がある場合について、断面毎に算出した移動土量を積算して合計した土量を明示すること。（不足土の手立て又は残土の処理方法等も併せて明記すること。）

(5) 提出部数

申請書は、各幹事への配布方式をとるため、10～20部程度になるが、案件毎に別表1「土地利用事業計画承認申請書添付図書提出課一覧表」により指示する。

2 事前協議申出書作成要領

(1) 事前協議申出書（第3号様式）に記載する事項

1の(1)に準ずる。

(2) 土地利用事業計画概要書（別紙4）に記載する事項

ア 計画概要

- (ア) 事業の目的、内容、効果、主たる施設等の事業計画の概要（宅地分譲等を目的とする場合は分譲予定区画数）を記載すること。
- (イ) 施設完成後の利用形態、管理方法、従業員雇用計画の概要を記載すること。
- (ウ) 既定計画又は将来計画がある場合には、これらの計画との関連について記載すること。
- (エ) 市内における既実施事業の成果について記載すること。
- (オ) 土地利用計画について、目的別（配置する施設ごと）に面積内訳とその比率（小数点第2位まで表示）を記載すること。

イ 計画地の状況

- (ア) 計画地を選定した理由（計画地でなければならない理由、条件等）を明確にすること。
- (イ) 土地調書（別紙3）に必要事項を記入の上、計画地の現況を明示するとともに、地権者の同意状況を明示すること。
- (ウ) 土地利用規制現況を明示するとともに、個別規制法令の許認可等の見通し（協議事項）を記載すること。
- (エ) 計画地の地形及び周辺の状況を概略記載すること。
- (オ) 山林の現況（面積、種類等）及び伐開（造成）計画面積を明示すること。
- (カ) 接続する道路の現況、計画道路（新設、改修）を明示すること。

ウ 防災計画の概要

- (ア) 防災計画の基本方針を明示すること。
- (イ) 雨水排水計画を明示すること。
- (ウ) その他の防災計画があれば明示すること。

エ 用水計画

計画に伴い必要とする用水量を算出し、その水源、取水方法等を明示すること。

オ 自然環境保全計画

計画地の自然環境の現状と、その保全対策の基本方針を明確にすること。

カ 文化財保護計画

計画区域における文化財の所在の有無について確認し、文化財が所在する場合は、取扱いについての基本方針を明示すること。

キ 公害防止計画

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、産業廃棄物、一般廃棄物等に区分して防止計画の基本方針を明示すること。

ク 資金計画

収支計画（当初）と年次別資金計画を作成すること。なお、収入の調達方法を裏付ける書面（預金残高証明書、融資証明書等）の提出を求める場合もあるので留意すること。

ケ 環境影響評価結果

要綱第11条に該当し、環境影響評価等の調査を実施したものについては、その結果と事業計画に反映した事項等を要約して記載すること。

コ その他特記事項及び参考となる事項

(3) 提出書類

提出する書類は、別表1の土地利用事業計画承認申請書添付図書提出課一覧表の添付図書のうち1から7までの図書とする。

(4) 提出部数

1の(5)に準ずる。

3 変更計画の工事設計説明書作成要領

(1) 変更承認申請書（第7号様式）に基づき、必要事項を記載すること。

(2) 計画変更の概要

ア 第1土地利用事業計画承認申請書作成要領に定める事項について、別紙1の土地利用事業計画書の様式に準じて変更対照表を作成し提出すること。

イ 将来計画がある場合には、それらとの関連も明記すること。

(3) 添付図書

土地利用計画図等関連する図書に、変更箇所を明示したものを提出すること。

(4) 提出部数

1の(5)に準ずる。

4 静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱対象土地利用事業（5ha以上）の承認申請書作成要領

（1）土地利用事業計画承認申請書（第1号様式）は、1の（1）のとおりとする。

（2）土地利用事業計画書については、県要綱申請書等の標準作成要領に準ずる。

【別紙 1】

土 地 利 用 事 業 計 画 書

1 事業目的 (申請地の選定理由)								
2 事業内容								
3 都市計画区分							建ぺい率： % 容積率： %	
4 土地利用計画 ※1	・建物			m ²	(%)	
	・駐車場			m ²	(%)	
	・資材置場			m ²	(%)	
	・緑地			m ²	(%)	
	・公園			m ²	(%)	
	・宅地分譲地			m ²	(%)	
	・道路、通路			m ²	(%)	
	・調整池			m ²	(%)	
	・その他()			m ²	(%)	
	合計			m ²	(100.00%)		
5 宅地分譲計画 (有・無)	街区数	街区	最大街区面積		m ²	街区最長辺長	m ²	
	区画面積	(最大)	(最小)	(平均)				
		m ²	m ²	m ²				
	予定建築物等	住宅	工場	集会所	共有施設	その他	計	
	区画数							
6 建物建設計画 (有・無)	<用途> <構造> <階数> <高さ> <建築面積> <床面積> . . .							
	合計建築面積				m ²	合計床面積		m ²
	建ぺい率				%	容積率		%
7 道路計画 (出入口・進入路等)								
8 用水計画 (有・無)								

※1 必要な項目のみ記載し、他は削除すること。

9 排水計画	<自然水> <生活污水> <工場排水>					
10 土地造成計画	総盛土量	m ³	総切土量	m ³	残・不足土	m ³
	平均盛土高	m		平均切土高	m	
	残土・不足土の処理方法					
	土砂搬出入車両・台数					
11 防災消防計画	<防災施設> <消防水利> <外周の保護対策>					
12 公害防止計画						
13 清掃計画 (環境衛生対策)						
14 文化財保護計画						
15 関連公共施設 整備計画						
16 その他参考事項 (事業完了後の利用 形態、管理方法等)						
(注)・各項目に記載しきれない場合は、適宜別紙に記載して本書に添付すること。 ・用地の概要については、別紙3の土地調書に記載し、添付すること。 ・添付図書については、作成要領に基づき作成し、本書と一体に取りまとめること。						

【別紙 2】

土地利用事業計画書（産業廃棄物＜安定型・管理型＞最終処分場：土＜砂利＞採取場）

1 事業目的 (申請地の選定理由)	
2 計画地及び 周辺の状況 (都市計画区分等)	
3 土地利用計画	・事業区域全体面積 …………… m ² (100.00%) 埋立処分地面積 …………… m ² () % 採取区域面積 …………… m ² () % 保安区域面積 …………… m ² () % 調整池及び沈砂池面積 …………… m ² () % 永久法面積 …………… m ² () % 取付道路面積 …………… m ² () % 緑地面積 …………… m ² () % その他 …………… m ² () %
4 埋立品目及び 処分量	() m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³
5 採取品目及び 採取量	() m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³ () m ³ : () m ³
6 切土及び盛土量	(1) 切土量 () m ³ →場内使用土量 () m ³ : 場外搬出土量 () m ³ (2) 盛土量 () m ³ →場内搬入土量 () m ³ →その他覆土厚 () cm
7 掘削方法	
8 掘削深又は高さ	
9 小段及び犬走り	(1) 小段の高さ m (2) 犬走りの幅 m
10 新入路及び取付 道路計画	
11 搬出入車両	(1) 工事車両 t 台/日 : t 台/日 : t 台/日 合計 台/日 (2) 運搬車両 t 台/日 : t 台/日 : t 台/日 合計 台/日 : 合計搬出量 m ³ /日
12 防災対策及び 排水計画	

13 付帯施設計画 (観測用井戸等)	
14 跡地利用計画	
15 自然環境の保全 と復元の方法	
16 工事期間	掘削工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間)
	埋立期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間) 《 m ³ /日 : m ³ /月》
17 その他	処分場外周の 保護対策
	交通安全対策
	用水計画
	使用機械
	その他 特記事項

※ 掘削に伴う土砂等の処理及び覆土の調達方法については、別に計画書を添付すること。

[搬出先、運搬業者(車両ナンバー)運搬経路を明確にすること。]

※ 産業廃棄物の埋立処分については、埋立品目、排出事務所一覧、運搬業者(車両ナンバー)等を明記した書類を添付すること。

※ 管理型産業廃棄物の埋立処分については、遮水工法、浸出液集水施設及び処理施設等の内容を明記した書類を添付すること。

※ 土採取場については、静岡県土採取等規制条例に基づく届出に準じた計画書を添付すること。

土 地 調 書

(1) 計画区域内の土地の状況

区 分	公 簿 面 積				実 測 面 積	
	既取得地 (㎡)	未取得地 (㎡)		計 (㎡)	面積 (㎡)	割合 (%)
		民有地	公有地			
宅 地						
農 地	田					
	畑					
	その他					
	小 計					
山 林						
原 野						
公共公益用地						
その他 ()						
合 計						

(2) 用地取得に関する事項

区 分	面積(㎡)	割合(%)	筆数	権利者数	その他(予定対価等)
既 取 得 地	自 己 所 有 地				
	賃貸等 契約済地				
	小 計				
取 得 予 定 地	買 収				
	賃貸等 契約予定地				
	小 計				
合 計		100.00			

【別紙4】

土地利用事業計画概要書

1 計 画 概 要	事業の目的							
	事業内容							
	施設の利用形態							
	規定計画等との関連							
	土地利用計画	施設名						合計
面積 (%)								
2 計 画 地 の 状 況	計画地の選定理由							
	地権者の同意状況							
	【土地利用規制状況】							
	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積 (ha)	規制区域 との距離	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面積 (ha)	規制区域 との距離
	国土利用計画法 都市計画法 農振法 (農用地区域) 森林法 (保安林) 自然公園法 自然環境保全法 (〃 条例)				文化財保護法 建築基準法 (災害危険区域) 急傾斜地 崩壊危険区域 砂防指定地			
	土地利用規制 法令許認可の 見通し							
	計画地 周辺の状況 (集落・水源等)							
	計画地の地形	標高	最高	m	傾斜度 0~15度	15~30度	30度~	
		最低	m	m ²	m ²	m ²		
		標高差	m	%	%	%		

	森林状況	現況森林	伐開造成(予定)森林	備考
2 計画地の状況	人工林 〔杉、檜 その他〕			
	自然林 原野 その他			
	合計			
	道路現況等	接続道路現況		
		計画道路		
3 防災計画	基本方針			
	造成計画			
	雨水排水計画			
	その他防災計画			
4 用水計画				
5 自然環境保全計画				
6 文化財保護計画				
7 公害防止計画				
8 資金計画				
9 事前調査結果				
10 その他特記事項				

別表 1 土地利用事業計画承認申請書添付図書提出課一覧表

(※1～11 必須図書、①～⑩必要に応じ添付する図書、▲は産業廃棄物処理施設)

関係課 添付図書	建築土地対策課	都市計画課	みどりの課	市街地整備課	建設総務課	道路整備課	道路維持課	河川課	下水道建設課	水道維持課・水道工務課	農業委員会事務局	農政課	林政課	産業政策課	商業労政課	文化財課	環境総務課	廃棄物対策課	環境保全課	(消)警防課	(消)予防課	企画課	市民安全課	学務課	防災危機管理課	その他関係課	
1 位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 開発区域図(周辺案内図)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 現況図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 土地利用計画平面図(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 公図写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 造成計画平面図及び縦横断面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 予定建築物平面図・立面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 実測求積図(緑地求積図兼ねる)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 給排水施設構造図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
① 現況植生図及び樹木保存計画図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 緑化模式図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 防災施設計画平面図及び構造図(消防水利を含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 道路計画平面図及び構造図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 崖・擁壁の構造図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 公共用地改廃対照図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 接続道路及び流末水路の概要及び改修計画書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 汚水処理施設及び廃棄物処理施設設計図書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 水理計算書(調整池容量計算書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩ 土量計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪ その他市長が必要と認める図書	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

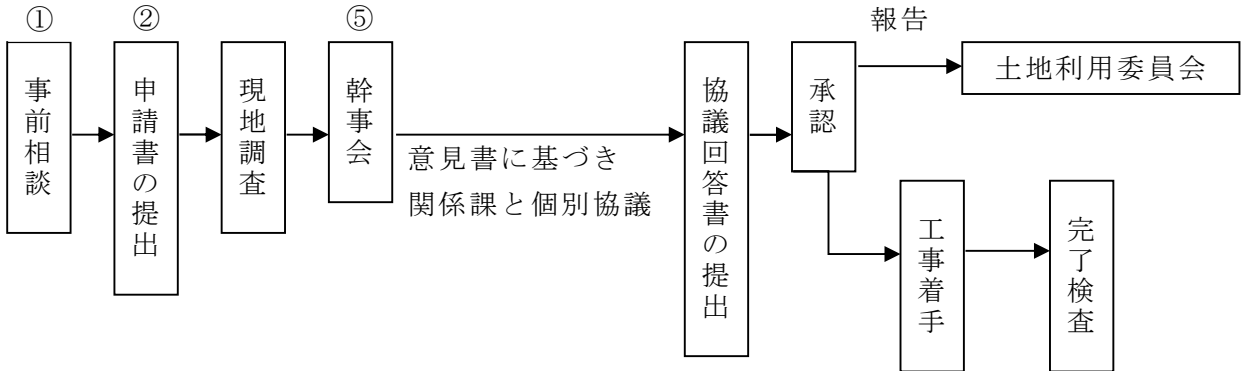
(注1) 緑化計画図及び給・排水計画図を兼ねる。

第5 その他

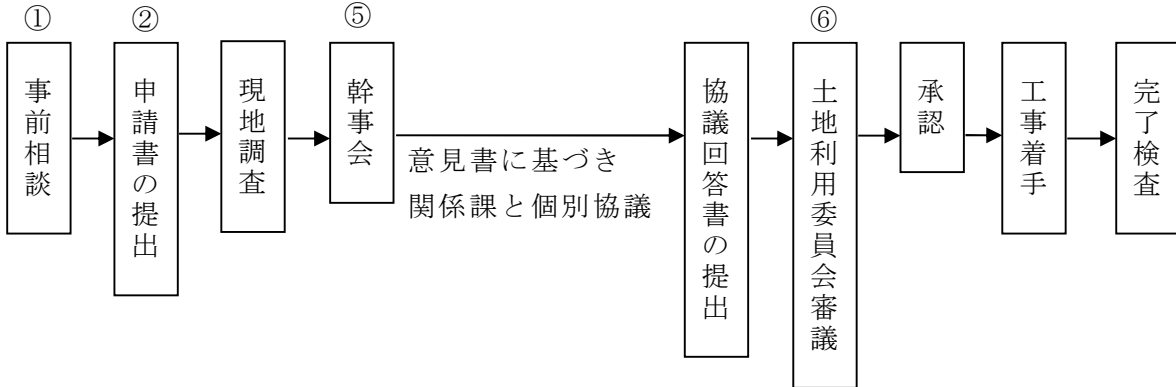
1 審査システムフロー

審査システムフロー

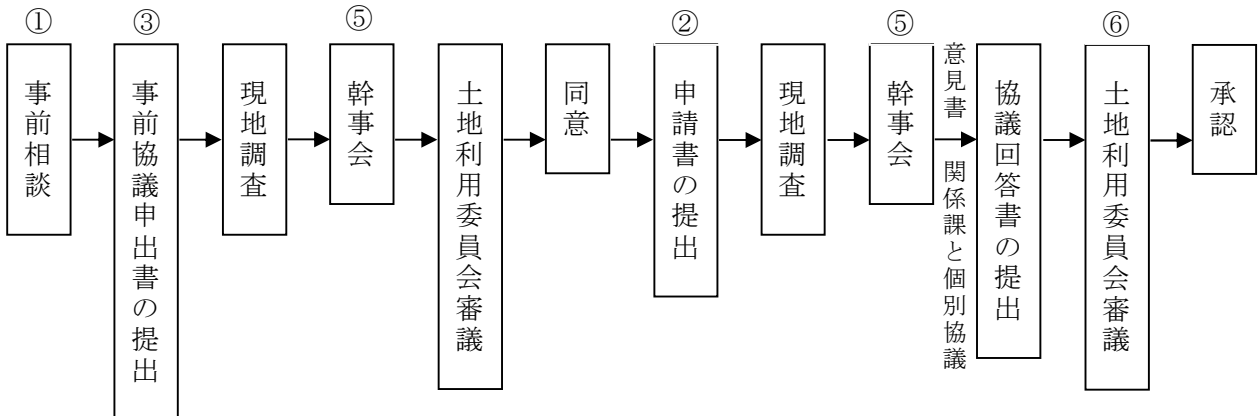
◎ 幹事会処理案件（5,000㎡未満）



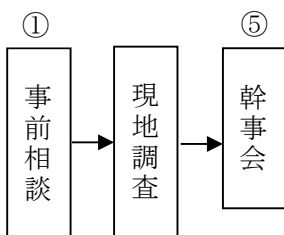
◎ 委員会審議案件（5,000㎡以上）



◎ 事前協議が必要な案件（要綱第10条該当案件）

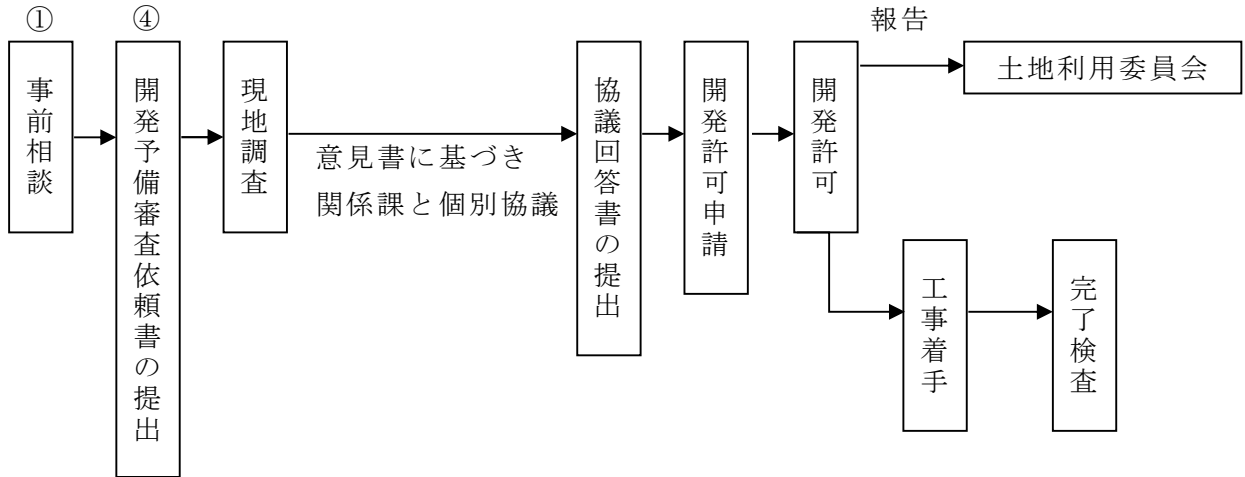


◎ 環境影響調査が必要な案件（要綱第11条該当案件）

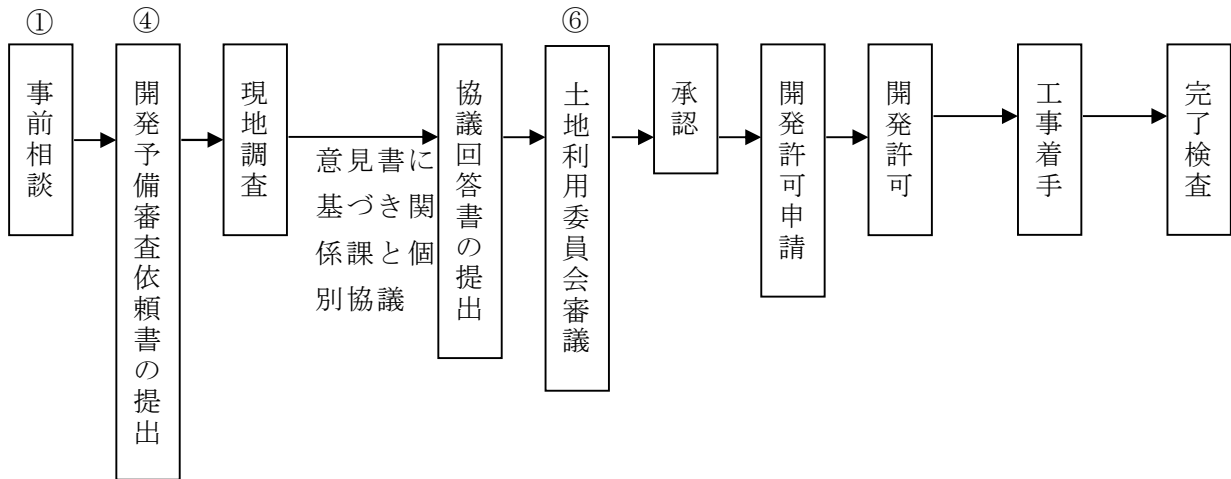


- ・ 幹事会において調査項目、期間等の指示を行う。
- ・ 調査等手続き完了後、前記事前協議申出書を提出する。

◎ 開発行為の許可を要する案件（5,000㎡未満）



◎ 開発行為の許可を要する案件（5,000㎡以上）



注意事項

- ① 事前相談：随時、事前相談依頼書により受け付け、申請図書、必要部数及び関係課等を示す。
- ② 申請書の提出：提出締切日の7日前までに1部を提出し事前に書類確認を受ける。（7日前が土・日曜、祝休日に当る場合は、その前日とする。）その後、提出締切日（午前）までに必要部数を提出する。なお、提出締切り、現地調査の日程については公開されている年間スケジュールを確認すること。
- ③ 事前協議申出書の提出：上記②に同じ
- ④ 開発予備審査依頼書の提出：提出締切日（午前）までに必要部数を提出する。なお、提出締切り、現地調査の日程については公開されている年間スケジュールを確認すること。事業区域の面積が5,000㎡以上の場合、土地利用承認申請書を同時に提出すること。
- ⑤ 幹事会：原則として、前月下旬に現地調査を行ったものを当月10日頃、当月上旬から中旬に現地調査を行ったものを当月25日頃に幹事会にて審議する。
- ⑥ 土地利用委員会審議：月1回20日頃に定例開催する。当月の5日（午前）までに協議回答書が提出され、意見条件等の確認が終了したものを委員会に付議する。（当月5日が土・日曜、祝休日に当る場合は、その前日を協議回答提出日とする。）

- ・5,000㎡以上の開発審査会案件は、土地利用承認後、開発審査会の議を経て開発許可申請となる。
- ・県土地利用の申請が必要な案件（原則5ha以上）については、別途指示する。